

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（令和3年度事業）事業実施状況及び効果検証に関する資料

（令和4年3月末時点）

No.	補助/ 単独	事業の区分	経済対策 との関係	事業名 【所管課】	事業期間	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業の実施状況	事業の評価・効果検証	今後の取組
1	単	通常事業	①-I-2. 検査体制の強化と感染の早期発見	PCR検査キット配布事業【総務課】	開始 R3.4 終了 R4.3	①新型コロナウイルスの感染の早期発見により、感染拡大を防止するため、PCR検査キットの配布を行う。また、本事業により、健康管理や感染予防についての意識を高める。 ②対象者に配布する検査キット購入費、周知用経費を交付対象経費とする。 ③PCR検査キット購入 7,524千円 @2,000円×3,000個×1.1＝6,600,000円 @2,800円×300個×1.1＝924,000円 郵送料 35千円 ④飲食店、酒類販売事業、宿泊事業、宿泊施設の清掃業務等、福祉施設等、マッサージ業、理美容業に従事されている方で検査キットの配布を希望する方	・令和3年4月5日 GW前までに検査結果がわかるようにPCR検査キット配布の案内を事業者に対して通知。約1, 500個の検査キットを配布。高リスクの報告はなし。 ・令和3年6月23日 夏休みや観光シーズンといった人の流れが多くなる時期までに検査結果がわかるようにPCR検査キット配布の案内を事業者に対して通知。約600個の検査キットを配布。高リスクの報告はなし。 ・令和3年12月1日 夏年度末やスキーシーズンといった人の流れが多くなる時期までに検査結果がわかるようにPCR検査キット配布の案内を事業者に対して通知。840個の検査キットを配布。高リスクの報告はなし。 PCR検査キット @ 2,000 円 × 3,000 × 1.1 ＝ 6,600,000 円 郵送料 @ 398 円 × 73 × 1.1 ＝ 29,054 円 PCR検査キット @ 2,800 円 × 300 × 1.1 ＝ 924,000 円 合計 7,553,054 円	対象事業者からの申請に基づいて配布したが、当初の予算を超える申請があり、補正予算により追加購入したため、需要は高いものであったと思われる。高リスクの報告は幸いなことになかったが、事業者からは、店が安心である証明になる等の声が聞けた。	令和3年度はPCR検査キットの配布を行ったが、令和4年度は抗原検査キットを同様に、配布する。
2	単	通常事業	②-I-4. 知見に基づく感染防止対策の徹底	自宅待機応援パック事業【総務課】	開始 R3.4 終了 R3.12	①新型コロナウイルス感染拡大防止のため、新型コロナウイルスの陽性者等で、保健所から自宅待機の要請を受けている方に対して、食料品を詰め合わせた「自宅待機応援パック」を自宅へ届ける。 ②対象者に配付する「自宅待機応援パック」購入費を交付対象経費とする。 ③自宅応援パック(3日分の食料品) 1,350千円 @4,500円(税込)×300パック＝1,350,000円 ④町内居住者(一時滞在者含む。)で、 ・保健所でPCR検査を受け、結果待ちの間に食料の確保が困難で、本事業を希望する方 ・保健所または町内医療機関で検査を受け、検査の結果、陽性が確認され、入院先または宿泊療養施設への調整期間に食料の確保が困難で、本事業を希望する方 ※自宅待機を要請されていない同居者がいる場合は除く。	令和3年4月14日から事業開始。町内業者2店舗と単価契約を行い、保健所及び医療機関に自宅待機応援パックの配布を希望する方への案内を設置し、希望者からの連絡により、配布を行った。12月末において、15件の配布実績。購入実績は17件。 自宅待機応援パック @ 4,456 円 × 17 × 1.1 ＝ 83,327 円 合計 83,327 円	食料の確保が困難な方に対して配食を行い、利用者からの感謝の声もあった為、1月以降も引き続き行った。	感謝の声をいただいた事や町内での感染者の増加により希望者も増えることが想定されるため、今後も引き続き事業の継続をする。
3	単	通常事業	①-Ⅲ-1. 観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント事業等に対する支援	地元のお店応援クーポン券発行事業【観光商工課】	開始 R3.4 終了 R3.9	①令和2年度に実施し、利用率97%と一定の事業者支援効果が認められた事業の第2弾を実施し、再び地域経済の活性化を促す。 ②町内の登録店舗で利用できるクーポン券を町民一人当たり5,000円分(500円×10枚)発行する経費等を交付対象経費とする。 ③クーポン発行事業交付金 71,950千円 (5千円×14,390人) 郵送料 6,200千円 クーポン券郵送(@404円×15,100人+再送分) 事業者通知等郵送(@84円+@140円)×約230通 印刷製本費 570千円 クーポン券印刷 570千円 消耗品費 120千円(クーポン券発送用封筒) 振込手数料 60千円(@100円×600件) ④全町民 15,100人、町内の事業者 約200事業者	・令和3年6月21日～9月30日の期間で事業を実施 ・クーポン券配布数14,655人 146,550枚(73,275,000円分) ・クーポン券利用数143,896枚(71,948,000円分) ・参加店舗数246店舗 補助金 @ 71,948,000 円 (クーポン換金分) ＝ 71,948,000 円 郵送料 @ 6,120,948 円 (クーポン券・参加店舗周知) ＝ 6,120,948 円 印刷製本 @ 539,825 円 (クーポン券・参加店舗ポスター) ＝ 539,825 円 消耗品 @ 109,560 円 (クーポン券発送用封筒) ＝ 109,560 円 振込手数料 @ 43,527 円 (店舗換金分) ＝ 43,527 円 合計 78,761,860 円	令和2年度、令和3年度と2年連続で事業を行ったが、利用率が90%台後半と非常に高く、7,000万円あまりの経済効果が認められ、客足の回復にも寄与する点からコロナ経済対策として有効な手段であると認識する。	コロナ感染防止対策を店側、利用者側双方で実施しながら、経済活動を正常に戻すために有効な一手段であることから、その他の手段また財源面等考慮した中で実施について模索していく。
4	単	通常事業	②-I-4. 知見に基づく感染防止対策の徹底	感染予防対策備品購入補助事業【観光商工課】	開始 R3.5 終了 R3.9	①町内事業者の感染予防対策をより強固なものとし、従業員及び来客の安全確保、町内における感染拡大防止に資する為、対象事業者が新たに導入する感染予防対策備品の購入費の一部を助成する。 ②令和3年5月～7月中に町内の事業所、店舗において使用することを目的に新たに購入した感染予防対策に資すると認められる備品購入費の一部を助成する経費(1事業者につき補助対象経費の1/2、上限50千円)を交付対象経費とする。 ③感染予防対策備品購入補助金 3,510千円 (50千円×70件相当) 郵送料 10千円(@94円×100件) 振込手数料 10千円(@100円×100件) ④下記要件をいずれも満たす事業者 ・町内に本店を置く事業者(個人事業主含む) ・町内の事業所、店舗において感染予防対策に取り組む事業者	・令和3年5月24日～8月31日の期間で事業者より補助金申請を受付 ・令和3年9月14日までに事業者に補助金を交付 交付件数:42事業者 1,523千円 補助金 @ 1,523,000 円 (42事業者分) ＝ 1,523,000 円 郵送料 @ 3,360 円 (交付決定送付) ＝ 3,360 円 振込手数料 @ 2,772 円 (42件) ＝ 2,772 円 合計 1,529,132 円	感染予防対策備品の購入費の一部を助成することにより、当該備品の整備を促進させ、町内におけるコロナ感染拡大防止また町内事業者のコロナ対策の充実が図られた。	今後も引き続き、事業者側の感染予防対策が求められることが予想されるため、消毒液などの消耗品の負担を軽減する補助制度の実施などを視野に入れていく。

No.	補助/ 単独	事業の区分	経済対策 との関係	事業名 【所管課】	事業期間	事業の概要	事業の実施状況	事業の評価・効果検証	今後の取組
						①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)			
5	単	通常事業	①-Ⅱ-2. 資金繰り対策	倶知安町新型コロナウイルス対策信用保証料助成事業【観光商工課】	開始 R3.4 終了 R4.3	①新型コロナウイルス感染症の影響を受け、北海道信用保証協会の保証により融資を受けた町内の事業者へ、信用保証料の一定額について助成することで、事業者を支援する。 ②当該融資に係る信用保証料を25万円を上限として助成する経費を交付対象経費とする。 ③信用保証料助成金 5,000千円 (助成上限額25万円×20事業者) (※)政府系金融機関(日本政策金融公庫)以外から融資を受ける際に負担する信用保証料 ④新型コロナウイルスの影響により「セーフティネット(SN)保証4号」、「SN保証5号」または「危機関連保証」の認定を受けたうえで令和3年4月から令和4年2月までに融資を受け、その際信用保証料を北海道保証協会へ納付した町内の中小企業者等(個人事業主含む。)	・令和3年4月1日～令和4年2月28日に融資実行された借入に係る信用保証料の助成を実施 ・助成件数:6件 853千円 補助金 @ 853,000 円 (6件) = 853,000 円 合計 853,000 円	・事業者にとって大きな負担となる融資の際に支払った信用保証料の一定額について助成を実施した。 ・コロナ禍で厳しい状況に置かれている資金融資を受ける事業者の負担軽減につながった。	セーフティネット認定状況等を考慮し、継続実施が必要か判断する。
6	単	通常事業	②-Ⅱ-3. 中小・小規模事業者の経営転換や企業の事業再構築等の支援	事業再構築サポート補助事業【観光商工課】	開始 R3.5 終了 R4.3	①ウィズコロナ・アフターコロナ時代の経済社会の変化に対応するための企業による新分野展開や業態・業種転換などの思い切った事業の再構築を支援する経済産業省の補助制度である「事業再構築補助金」の自己負担分の一部について助成を行い、コロナ後を見据え積極的な事業展開を行う事業者を支援する。 ②事業再構築補助金対象経費のうちの自己負担額の1/2、上限1,000千円を補助する経費を交付対象経費とする。 ③事業再構築サポート補助金 5,000千円 (1,000千円×5件相当) ④国の事業再構築補助金の交付決定を受けた町内に本店を置く事業者(個人事業主含む。)	・令和3年5月25日～令和4年3月15日の期間で事業者より補助金申請を受付 ・交付件数:0件 合計 - 円	対象とする補助制度である「事業再構築補助金」の本町事業者の採択件数は5件であったが、いずれも年度内での事業完了には至らず、交付実績はなかった。	令和4年度は、採択を受け事業を完了する事業者がいると見込まれることから継続して実施する。
7	単	通常事業	②-Ⅱ-3. 中小・小規模事業者の経営転換や企業の事業再構築等の支援	小規模事業者持続化サポート補助事業【観光商工課】	開始 R3.5 終了 R4.3	①販路開拓や生産性を向上させる取組、またポストコロナ社会に対応したビジネスモデルへの転換に資する取組や感染防止対策を支援する経済産業省の補助制度である「小規模事業者持続化補助金」の自己負担分の一部について助成を行い、コロナ後を見据え前向きな事業展開を行う事業者を支援する。 ②小規模事業者持続化補助金対象経費のうちの自己負担額の1/2、上限250千円を補助する経費を交付対象経費とする。 ③小規模事業者持続化サポート補助金 3,750千円 (250千円×15件相当) ④国の小規模事業者持続化補助金の交付決定を受けた町内に本店を置く事業者(個人事業主含む。)	・令和3年5月25日～令和4年3月15日の期間で事業者より補助金申請を受付 ・令和4年3月22日までに事業者に補助金を交付 ・交付件数:13事業者 1,959千円 補助金 @ 1,959,000 円 (13事業者分) = 1,959,000 円 合計 1,959,000 円	コロナ後を見据え前向きな事業展開を行う事業者を支援することを通じて、事業者の負担の軽減につながった。	令和4年度も継続して実施する。
8	単	通常事業	①-Ⅱ-3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援	くっちゃん経営持続化支援金事業【観光商工課】	開始 R3.4 終了 R3.11	①新型コロナウイルスにより経営に影響を受けている町内の事業者を直接的に支援するため、国の「一時支援金」、北海道の「特別支援金」受給者を対象に上乗せ支援を行う。 ②国の「一時支援金」、北海道の「特別支援金」の受給者に50千円を支給する経費を交付対象経費とする。 ③くっちゃん経営持続化支援金 13,500千円 (法人・個人:50千円×270件=13,500千円) 郵送料 50千円(@94円×530件) 振込手数料 50千円(@100円×500件) ④国の「一時支援金」、北海道の「特別支援金」の受給を受けた町内に本店を置く事業者(個人事業主含む。)	・令和3年4月27日～令和4年1月31日の期間で事業者より補助金申請を受付 ・令和4年3月8日までに事業者に支援金を交付 ・交付件数:244事業者 12,200千円 補助金 @ 50,000 円 × 244 × = 12,200,000 円 郵送料 @ 21,000 円 (交付決定送付) = 21,000 円 振込手数料 @ 13,662 円 = 13,662 円 合計 12,234,662 円	・新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少のため「一時支援金」「月次支援金」「道特別支援金」を受給した事業者に一律5万円の支援金を交付した。 ・事業者への直接給付として国や北海道の支援金と並行して実施することによる効果があった。	令和4年度も新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少する事業者を支援していく。

No.	補助/ 単独	事業の区分	経済対策 との関係	事業名 【所管課】	事業期間	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業の実施状況	事業の評価・効果検証	今後の取組
9	単	通常事業	①-Ⅲ-1. 観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント事業等に対する支援	倶知安グルメスタンプラリー事業補助事業【観光商工課】	開始 R3.4 終了 R4.3	①新型コロナウイルスの影響を受ける町内の店舗を応援することを目的に、中心街活性化プロジェクト実行委員会が実施する消費喚起事業に対し補助を行う。 スタンプラリー形式とすることにより複数店舗への来店につなげ、また、事業期間を長く設けることによりロングランでの経済効果を見込むことが出来ることから本町として事業費の一部を助成する。 ②③事業補助金 1,200千円(補助対象経費の8/10) 事業総額 1,500千円(スタンプカード、抽選景品等) ④中心街活性化プロジェクト実行委員会	・令和3年6月から令和4年3月15日までの期間で事業を実施 補助金 @ 1,200,000 円 × (事業費の8/10以内) 1,200,000 円 合計 1,200,000 円	・中心街活性化プロジェクト実行委員会が実施した飲食店をスタンプラリー形式で巡る事業に対し補助を行った。 ・スタンプラリー形式により複数店舗への来店につなげ客足回復の一助となった。	地元事業者が中心となって行う今回同様の事業があった際には、町として事業効果等を検証したうえで必要に応じて支援を検討する。
10	単	通常事業	①-Ⅰ-2. 検査体制の強化と感染の早期発見	町民PCR検査助成事業【福祉医療課】	開始 R3.5 終了 R4.3	①新型コロナウイルス感染症を疑う症状のない町民が、新型コロナウイルス感染症の診断のために受けたPCR検査及びTRC検査(以下「PCR検査」という。)の費用の一部を助成することにより、自由診療によるPCR検査を必要とする者への負担軽減、新型コロナウイルス感染拡大の防止及び観光客や長期滞在者の受入体制の充実を図るため。 ②各医療機関のPCR検査費用から個人負担額15千円を差し引いた額を助成する経費を交付対象経費とする。(事業実施期間中1人2回まで。個人または事業者申請) ③PCR検査費用助成金 5,304千円(当初17,952千円) 医療機関1 (30,800円-15,000円)×440件=6,952千円 医療機関2 (22,000円-15,000円)×440件=3,080千円 医療機関3 (33,000円-15,000円)×440件=7,920千円 ※各医療機関の検査実施可能数 5件/日×22日/月×4月=440件 郵送料 37千円(交付決定通知@94円×約390件) 振込手数料 39千円 (@100円×390件) 折込手数料 15千円 (@3.3円×4,500部) ④新型コロナウイルス感染症に関する行政検査の対象とならず、町内医療機関でPCR検査を行う町民	・令和3年5月1日～令和4年3月31日の対象期間中に検査したものを申請期限令和4年3月31日までに個人または事業者より助成金交付申請受付 ・交付件数:個人 44件 ・事業者 5件 990千円 助成金 @ 18,000 円 × 28 × = 504,000 助成金 @ 15,800 円 × 10 × = 158,000 助成金 @ 13,600 円 × 13 × = 176,800 助成金 @ 12,500 円 × 1 × = 12,500 助成金 @ 7,380 円 × 14 × = 103,320 助成金 @ 7,000 円 × 5 × = 35,000 郵送料 @ 円 (交付決定送付) = 3,360 振込手数料 @ 60 円 × 49 × 1.1 = 3,234 折り込み手数料 @ 3 円 × 3880 × 1.1 = 12,804 合計 1,009,018 円	新型コロナウイルス感染症を疑う症状のない者が、自由診療によるPCR検査及びTRC検査を必要とするときの負担の軽減が図られ、経済活動に早期に取り組むことができた。	一定の効果はあったが、別な支援が展開されているため、本事業は終了することとする。
11	単	通常事業	①-Ⅱ-3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援	公共交通運行継続支援金事業【総合政策課】	開始 R3.4 終了 R3.6	①新型コロナウイルス感染症拡大傾向が長期化する中、感染拡大防止対策を講じながら通院や買物など町民生活のために必要な公共交通の維持確保に努めている公共交通事業者を対象に、運行継続支援金を支給する。 ②感染症拡大防止対策の取組を実施している公共交通事業者に支給する支援金を交付対象経費とする。 ③倶知安町公共交通運行継続支援金 1,180千円 生活路線バス事業者 @300千円×2事業者=600千円 タクシー事業者 @10千円×58台(4事業者分)=580千円 運輸局に登録されている車両1台につき10千円 ④・道路運送法第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を営み、町内の営業キロ数が全路線延長の80パーセント以上である路線を有する事業者 ・道路運送法第3条第1号ハの一般乗用旅客自動車運送業(障害者等の運送に業務範囲を限定した許可を受けた福祉タクシー業を除く。)を営み、町内に事業所を置くタクシー事業者及び倶知安町高齢者ハイヤー(バス)利用助成券交付事業等の受託事業者として本町と契約を締結している事業者	・事業実施期間:令和3年4月21日～令和3年6月30日【事業完了】 ・交付件数:生活路線バス事業者 2事業者 タクシー事業者 2事業者(42台) バス事業者 @ 300,000 円 × 2 社 × 1 = 600,000 円 タクシー事業者 @ 10,000 円 × 42 台 × 1 = 420,000 円 合計 1,020,000 円	新型コロナウイルス感染症拡大傾向が長期化する中、感染症予防対策を講じながら公共交通の維持確保に努めている生活路線バス事業者及びタクシー事業者を支援することで、町民の「生活の足」確保に寄与した。	コロナウイルス感染症の動向を注視し、状況に応じて公共交通維持確保のための対策を検討する。
12	単	通常事業	②-Ⅰ-4. 知見に基づく感染防止対策の徹底	スクールバス増便事業【学校教育課】	開始 R3.4 終了 R4.3	①児童・生徒が安心して通学できるようにスクールバスの乗車人数を減らし、感染及び感染拡大を予防する。 ②座席空間を確保するため、スクールバスを増便するための委託経費を交付対象経費とする。 (利用児童・生徒数 約50名) ③通学バス運行委託料 6,434千円 36日×@50,099円(税込)+175日×@26,455円(税込) ④倶知安町 事業実施期間 令和3年4月～令和4年3月 @ 50,099 円 × 36 日 × 1 = 1,803,564 円 @ 26,455 円 × 100 日 × 1 = 2,645,500 円 合計 4,449,064 円	事業実施期間 令和3年4月～令和4年3月 @ 50,099 円 × 36 日 × 1 = 1,803,564 円 @ 26,455 円 × 100 日 × 1 = 2,645,500 円 合計 4,449,064 円	車両台数を増加したことで、1台に乗車する児童生徒数が減少し、距離が保たれたことにより、感染リスクが下がり、児童生徒が安心して通学することができた。	新型コロナウイルスの感染状況や、国・道の動向を鑑みて現在は増台対応を休止しているものの、今後も感染拡大防止の観点から、必要に応じ同様の対策を実施することで、児童生徒の通学時の安全安心を確保する。

No.	補助/ 単独	事業の区分	経済対策 との関係	事業名 【所管課】	事業期間	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業の実施状況	事業の評価・効果検証	今後の取組
13	単	通常事業	②-I-4. 知見に基づく感染防止対策の徹底	小中学校旅行事業バス増便事業【学校教育課】	開始 R3.6 終了 R3.11	①各小中学校が実施する修学旅行及び見学旅行について、感染症対策のため、貸切バス乗車中は座席空間を確保し、出来る限り乗車人数を減らすことにより、密を避け安全安心な旅行事業の実現を目指す。 ②旅行事業に係る貸切バスを増便するための借上料を交付対象経費とする。 ③貸切バス借上料 4,182千円 修学旅行 2,991千円 (小学校4校 1,326千円、中学校1校 1,665千円) 宿泊研修 891千円(中学校1校) 見学旅行 178千円(中学校1校) 旅行取消料 122千円(小学校1校) ④倶知安町	事業実施期間 東小学校7/6,7(修学旅行) 北陽小学校8/24,25 西小学校・樺山8/24,25(修学旅行) 倶知安小学校 10/12,13(修学旅行) 倶知安中学校10/27,28(宿泊研修) 修学旅行 @ 2,686,180 円 × 1 式 × 1 = 2,686,180 円 宿泊研修 @ 891,000 円 × 1 式 × 1 = 891,000 円 見学旅行 @ 177,320 円 × 1 式 × 1 = 177,320 円 合計 3,754,500 円	各学校が新型コロナウイルス感染症対策を万全に期すべく、バス内の密を避けるためバスを増便し、感染者を出すことなく、安心安全な旅行行事を実施することができた。 また、保護者負担の軽減にもなり、事業効果は大きかったと思われる。	次年度以降、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によるが、感染者が一定程度確認される場合は児童生徒の安全面や保護者負担の軽減を鑑み、実施も考えられる。
14	単	通常事業	①-I-8. 学校の臨時休業等を円滑に進めるための環境整備	小中学校感染症による学習保障対応情報機器整備事業【学校教育課】	開始 R3.6 終了 R3.12	①令和2年度より整備を進めているGIGAスクールネットワーク構想について、臨時休校などによる学習の遅れの保障や学校運営の停滞を避けること、また感染症の拡大予防のため、教員の在宅勤務等に備え、教職員用のタブレット端末を増大する。併せて児童生徒のICT環境の整備として、端末持ち帰り学習(主に臨時休校等の臨時対応を中心)の際の端末保護のため、カバーケースを購入する。 ②教職員用タブレット端末及び児童生徒の端末付属備品(カバーケース)の購入費用を交付対象経費とする。 (教職員122人のうち、R2年度に端末81台購入済) ③タブレット端末購入費 2,200千円 @55千円(税込)×40台分 端末付属品(ケース)購入費 2,432千円 小学校:@1,870円(税込)×891個=1,667千円 中学校:@1,870円(税込)×409個=765千円 ④倶知安町	事業実施期間 R3.7.6～R3.9.17 タブレット端末 40台 タブレットケース 1,300個 タブレット端末 @ 44,700 円 × 40 × 1.1 = 1,966,800 円 タブレット端末カバーケース @ 1,700 円 × 1300 × 1.1 = 2,431,000 円 合計 4,397,800 円	未整備となっていた一部の教職員にタブレットPCを配布することができた。 これにより、各教職員がGIGAスクール構想に本格的に取り組む環境となった。 ケースはタブレットを持ち帰ることが徐々に増えてきており、安全に持ち帰る環境を整えることができた。	GIGAスクール構想について、感染症予防対策の観点からは、一定程度の整備は完了したと考えられる。
15	単	通常事業	②-I-4. 知見に基づく感染防止対策の徹底	総合体育館における感染予防対策備品購入事業【社会教育課】	開始 R3.4 終了 R3.5	①新型コロナウイルス感染症の影響により、体育館の一部施設において、混雑回避を目的に依然として利用時間の制限を設けている状況であることから、今後施設を開放していくため空気清浄機やパーティション等の感染予防備品を購入し、安心して利用するための環境を整備する。 ②総合体育館トレーニング室における感染症対策用備品購入に係る経費を交付対象経費とする。 ③備品購入費 676千円 業務用空気清浄機 @247,500円(税込)×2台=495,000円 飛沫感染予防対策パーティション 6台分 181,000円(税込) ④倶知安町	・4月28日 飛沫感染予防対策パーティション納品 ・5月7日 業務用空気清浄機納品 ・7月1日 トレーニング室の午後・夜間の利用制限を解除 飛沫感染予防対策パーティション @ 26,000 円 × 6 台 × 1.1 = 171,600 円 業務用空気清浄機 @ 225,000 円 × 2 台 × 1.1 = 495,000 円 合計 666,600 円	機器の設置により、トレーニング室内の感染対策の強化が図られたとともに、これまで休止していた午後・夜間の開放を行う事ができた。	コロナ禍においては、外出制限などで運動の機会が減少されることから、引き続き感染対策に細心の注意を払いながら施設の開放を行い、町民の健康維持増進に寄与する。
16	補	通常事業	①-I-8. 学校の臨時休業等を円滑に進めるための環境整備	学校保健特別対策事業費補助金【学校教育課】	開始 R3.4 終了 R4.3	(感染症対策等の学校教育活動継続支援事業) ①感染症対策等を徹底しながら、児童生徒の学習保障をするための取組を行い、学校教育活動の円滑な運営及び継続を図る。 ②教育活動を継続するための感染症対策等や児童生徒の学びの保障をするための取組に必要な経費のうち、国庫補助事業の地方負担分を交付対象経費とする。 ③総事業費 5,200千円 マスク等感染症対策消耗品 2,230,000円 学びの保障に関する消耗品 1,060,000円 デジタル教科書使用料 600,000円 感染症対策及び学びの保障関係備品 1,310,000円 補助対象経費 5,200千円・補助率 1/2 国庫補助金額 2,600,000円 地方負担額 2,600,000円 ④倶知安町	・事業期間 R3.4月～R4.3月 感染症対策・学びの充実(保障)・デジタル教科書等購入 ・事業実績額 4,690,307円 国庫補助額 2,345,000円 交付金対象額 2,345,000円 消耗品 @ 3,165,418 円 × 1 × 1 = 3,165,418 円 デジタル教科書 @ 366,850 円 × 1 × 1 = 366,850 円 備品購入 @ 1,158,039 円 × 1 × 1 = 1,158,039 円 合計 4,690,307 円	感染症対策のため必要となる消耗品や備品を購入することができ、継続して対策にあたることができた。 デジタル教科書やICT機器等の充実を図り、児童生徒の学びの機会を奪うことなく、充実させることができた。	引き続き、R4年度も感染症対策及び学びの充実を図りながら、児童生徒の安全や学びの機会を充実させられるよう、消耗品・備品の充実を図る。

No.	補助/ 単独	事業の区分	経済対策 との関係	事業名 【所管課】	事業期間	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業の実施状況	事業の評価・効果検証	今後の取組
17	単	通常事業	①-Ⅲ-2. 地域経済の活性化	プレミアム商品券発行拡大補助事業【観光商工課】	開始 R3.4 終了 R4.3	①新型コロナウイルス感染症の感染拡大による消費活動の落ち込みにより町内事業者への影響が続いていることから、景気の後退への対策として、倶知安商店連合会が例年実施しているプレミアム商品券事業の発行規模拡大を支援(プレミアム分の補助)し、消費喚起を促す。 ②発行額を60,000千円から90,000千円に拡大する分の額面総額の2/12(プレミアム率20%)を補助する経費を交付対象経費とする。 ③プレミアム分補助:5,000千円 (30,000千円×2/12=5,000,000円) ④倶知安商店連合会	・令和3年6月から令和4年3月までの期間で事業を実施 ・7月販売分(28,000千円)、11月販売予定(62,000千円) 合計90,000千円 (うち、当初発行予定額60,000千円から発行規模拡大した30,000千円分のプレミアム分5,000千円に交付金を充当) ・事務費相当分(商品券印刷・参加店舗負担手数料)1,980千円 補助金 @ 5,000,000 円 (プレミアム分) × = 5,000,000 円 合計 5,000,000 円	・商店連合会が実施した20%割増プレミアム商品券発行事業に対し補助を行った。 ・コロナ対応として30,000千円分を拡大発行し、一層の消費喚起が図られた。	本プレミアム商品券事業については、コロナ前から商店連合会で実施しているものであり広く町民に定着しているものであることから継続して補助を行っていく。
18	単	通常事業	①-Ⅲ-1. 観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント事業等に対する支援	スノーリゾート集客事業【観光商工課】	開始 R3.11 終了 R4.3	①観光産業の中核となるスノーリゾートは、2021-22シーズンも新型コロナウイルス感染症の影響によりインバウンドの回復は見込めず、事業者への影響は長期化の様相となっており、域内集客とそれに伴う地域経済の活性化を図るため、町内小中学生が町内のスキー場を利用する経費を補助する。 ②町内小中学生(約1,250人)にシーズンリフト券を交付する経費を交付対象経費とする。 ③スノーリゾート集客事業補助金 12,625千円 (シーズン券@10,100円×1,250人=12,625,000円) ④町内の小中学生(約1,250人)	・令和3年11月29日に町内小中学生に1,190枚のスキーシーズン券を配付 シーズン券補助金 @ 10,100 円 × 1,190 枚 = 12,019,000 円 合計 12,019,000 円	・新型コロナウイルス感染症により、昨年度に引き続き、外国人観光客の流入がない中において、域内需要喚起となる産業支援施策として行っている。昨年度から継続した取組となり、認知度が上がっているとともに地元の子供たちがスキー場に足を運ぶことで地域の産業を知る機会にもなっている。	・新型コロナウイルスによる経済への影響の回復は不透明な状況にある。観光産業の下支えの為、今後のコロナの状況とインバウンドの状況を分析しつつ、必要な経済施策に取り組む。2022年は、本町が「スキーの町宣言」を行ってから50周年の節目の年となり、小中学生へのシーズン券配付は町技であるスキー振興の意味からも継続して行っていく。
19	単	事業者支援	①-Ⅱ-3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援	倶知安町持続化支援金事業【観光商工課】	開始 R3.9 終了 R4.1	①長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、国の月次支援金の対象にならない町内の事業者の事業継続を支えることを目的として、事業全般に広く使える支援金を支給する。 ②令和3年8月から10月までの期間で、前年または前々年同月比で売上高が30%以上50%未満減少している町内に本店を置く事業者(個人事業主含む)に支援金を支給するための経費を交付対象経費とする。 ③支援金:25,000千円(100,000円×250事業者) 郵送料:21千円(@84円×250事業者) 支援金振込手数料:25千円(@100円×250事業者) ④町内に本店を置いている法人及び本町に住民登録がある個人事業主 約250事業者	・令和3年9月14日～令和4年1月31日の期間で事業者より補助金申請を受付 ・令和4年2月8日までに事業者に支援金を交付 ・交付件数:93事業者 9,300千円 補助金 @ 100,000 円 × 93 × = 9,300,000 円 郵送料 @ 7,077 円 (交付決定送付) = 7,077 円 振込手数料 @ 円 = - 円 合計 9,307,077 円	・国の月次支援金の対象とならない売上が30%以上50%未満減少している事業者に対して一律10万円の支援金を交付した。 ・国の給付の対象とならないが一定の売上減少が認められた事業者の支援につながった。	令和4年度も新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少する事業者を支援していく。
20	単	事業者支援	①-Ⅱ-3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援	時短要請対象飲食店等協力金事業【観光商工課】	開始 R3.9 終了 R3.11	①緊急事態宣言に伴い、北海道による営業時間短縮等の要請対象となった施設を有する事業者で、元々20時までに営業時間が終了するため、北海道からの緊急事態措置協力支援金の支給対象とならない店舗に対し、町内における感染拡大防止に寄与していることから協力金を支給し、事業継続を支える。 ②町内に本店を置く事業者が経営する緊急事態措置協力支援金の支給対象とならない20時までに営業時間が終了する店舗に協力金を支給する経費を交付対象経費とする。 ③時短要請対象飲食店等協力金 2,500千円 (@50,000円×50事業者=2,500,000円) 郵送料 5千円(@84円×50件) 振込手数料 5千円(@100円×50件) ④緊急事態措置協力支援金の支給対象とならない20時までに営業時間が終了する店舗を経営する町内に本店を置く事業者	・令和3年9月14日～令和3年11月30日の期間で事業者より補助金申請を受付 ・令和3年12月7日までに事業者に協力金を交付 ・交付件数:24事業者 1,200千円 補助金 @ 50,000 円 × 24 × = 1,200,000 円 郵送料 @ 2,184 円 (交付決定送付) = 2,184 円 振込手数料 @ 264 円 = 264 円 合計 1,202,448 円	緊急事態宣言による営業時間短縮等の要請対象となった施設を有する事業者で、北海道からの緊急事態措置協力支援金の対象とならない事業者に対して、協力金を支給することで、町内における感染拡大防止の意識を高めるとともにその事業継続に寄与した。	北海道に緊急事態措置、まん延防止措置に伴う時短要請が行われる事態となった場合については、今回同様の支援の実施を検討する。

No.	補助/ 単独	事業の区分	経済対策 との関係	事業名 【所管課】	事業期間	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業の実施状況	事業の評価・効果検証	今後の取組
21	単	事業者 支援	①-Ⅱ-3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援	倶知安町持続化支援金B事業 【観光商工課】	開始 R3.12 終了 R4.3	①長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、国の月次支援金の対象にならない町内の事業者の事業継続を支えることを目的として、事業全般に広く使える支援金を支給する。 ②令和3年11月から令和4年1月までの期間で、前年または前々年同月比で売上高が30%以上減少している町内に本店を置く事業者(個人事業主含む)に支援金を支給するための経費を交付対象経費とする。 ③支援金:17,500千円(50,000円×350事業者) 郵送料:30千円(@84円×350事業者) 支援金振込手数料:35千円(@100円×350事業者) ④町内に本店を置いている法人及び本町に住民登録がある個人事業主 約350事業者	・令和3年12月10日～令和4年3月15日の期間で事業者より補助金申請を受付 ・令和4年3月30日までに事業者に支援金を交付 ・交付件数:197事業者 9,850千円 補助金 @ 50,000 円 × 197 × = 9,850,000 円 郵送料 @ 6,132 円 (交付決定送付) = 6,132 円 手数料 @ 円 × × 1.1 = - 円 合計 9,856,132 円	・令和3年11月から令和4年1月の期間中に売上減少が30%以上認められる事業者に対して一律5万円の支援金を交付した。 ・一定の売上減少が認められた事業者の支援につながった。	令和4年度も新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少する事業者を支援していく。
22	単	事業者 支援	①-Ⅲ-1. 観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント事業等に対する支援	スキー場新型コロナウイルス感染症予防対策強化支援金事業 【観光商工課】	開始 R3.12 終了 R4.3	①冬季間における新型コロナウイルス感染防止のため、スキー場を営む事業者に対し、三密対策や感染防止策等をより一層強化徹底し、世界一安全安心なスキー場づくりを実践し、その対策をPRすることを目的として支援金を支給する。 ②スキー場での感染予防の徹底のため、スキー場を営む事業者(2事業者)に索道数に応じて予防対策強化支援金を支給するための経費を交付対象経費とする。 ③スキー場新型コロナウイルス感染症予防対策強化支援金5,600千円 (索道数4～7つ 1事業者×2,600,000円) (索道数8つ以上 1事業者×3,000,000円) ④スキー場を営む町内事業者(2事業者)	・令和3年12月15日に町内スキー場1社にスキー場新型コロナウイルス感染症予防対策強化支援金を交付決定(索道数4基) ・令和3年12月27日に町内スキー場1社にスキー場新型コロナウイルス感染症予防対策強化支援金を交付決定(索道数13基) スキー場支援金 2,600,000 円 × 1 = 2,600,000 円 スキー場支援金 3,000,000 円 × 1 = 3,000,000 円 合計 5,600,000 円	・新型コロナウイルス感染症により、安全・安心な観光のための受入環境整備が必要となる中、感染症対策経費の支援を行うことができた。主たる観光資源提供事業者である索道事業者からは支援について高評価を得ているほか、スキー場では消毒液の設置や密の回避など適切な感染症対策が行われている。	・新型コロナウイルス感染症の影響が長引き、コロナ禍以前の生活に戻る時期が不透明な中、安全・安心な受入環境整備は観光地として必須事項となってきている。今後は、with(アフター)コロナにおける国際競争力強化の潮流を鑑みながら、受入環境整備に関する事業者の下支えを図っていく。
23	単	事業者 支援	①-Ⅲ-1. 観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント事業等に対する支援	宿泊施設新型コロナウイルス対策支援金事業 【観光商工課】	開始 R3.12 終了 R4.2	①新型コロナウイルス感染症の拡大による世界的な移動の制限と景況の悪化により多大な影響を受けている宿泊施設を営む事業者の感染症対策を下支えするため支援金を支給し、安心安全なスキー場づくりを目指す。 ②町内宿泊施設に、感染症対策を下支えするため、収容可能人数(定員数を上限)に応じて支援金を交付する経費を交付対象経費とする。 ③宿泊施設新型コロナウイルス対策支援金 27,000千円 (支援金@2,000円×13,500床=27,000,000円) ④町内宿泊施設(約100事業者)	・令和3年12月1日～令和4年2月28日の期間で宿泊事業者より宿泊施設新型コロナウイルス対策支援金申請を受付。 令和4年3月16日までに事業者に支援金を交付。 宿泊事業支援金 @ 2,000 円 × 12,449 床 = 24,898,000 円 合計 24,898,000 円	・新型コロナウイルス感染症により、安全・安心な観光のための受入環境整備が必要となる中、感染症対策経費の支援を行うことができた。町内の宿泊施設では、消毒液の設置など適切な感染症対策が行われている。	・新型コロナウイルス感染症の影響が長引き、コロナ禍以前の生活に戻る時期が不透明な中、安全・安心な受入環境整備は観光地として必須事項となってきている。今後は、with(アフター)コロナにおける国際競争力強化の潮流を鑑みながら、受入環境整備に関する事業者の下支えを図っていく。
24	補	通常事業	①-I-1. マスク・消毒液等の確保	学校保健特別対策事業費補助金 【学校教育課】	開始 R3.12 終了 R4.3	(感染症対策等の学校教育活動継続支援事業:追加分) ①感染症対策等を徹底しながら、児童生徒の学習保障をするための取組を行い、学校教育活動の円滑な運営及び継続を図る。 ②教育活動を継続するための感染症対策等や児童生徒の学びの保障をするための取組に必要な経費のうち、国庫補助事業の地方負担分を交付対象経費とする。 ③総事業費 650千円 消毒液等感染症対策消耗品 650,000円 補助対象経費 650千円・補助率 1/2 国庫補助金額 325,000円 地方負担額 325,000円 ④倶知安町	期間 R3.11月～R4.3月 感染症対策・学びの充実(保障) ・事業実績額 512,013円 国庫補助額 256,000円 交付金対象額 256,000円 消耗品 @ 512,013 円 × 1 × 1 = 512,013 円 合計 512,013 円	感染症対策のため必要となる消耗品やオンライン学習に向けたICT消耗品を購入し、教育活動の継続に対応することができた。	引き続き、R4年度も感染症対策及び学びの充実を図りながら、児童生徒の安全や学びの機会を充実させられるよう、消耗品・備品の充実を図る。

No.	補助/ 単独	事業の区分	経済対策 との関係	事業名 【所管課】	事業期間	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業の実施状況	事業の評価・効果検証	今後の取組
25	単	通常事業	③-Ⅲ-2. 地方を活性化し、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」	マイナンバーカード交付促進事業【住民環境課】	開始 R4.1 終了 R4.3	①自治体手続のオンライン化を始めとする利活用の場面が広がっているマイナンバーカードについて、タブレットやモバイルプリンタ等を購入し、申請処理の効率化、接触機会の低減、窓口の混雑緩和、積極的な取得勧奨体制の構築を行い、リスクを低減させつつ更なる交付促進を図る。 ②申請に特化したタブレット、WEBカメラ、地域へ出向いて申請受付を行うためのモバイルプリンタ等を購入する経費を交付対象経費とする。 ③申請用タブレット 1,908千円 @635,800円×3台＝1,907,400円(税込) WEBカメラ 33千円 @11,000円×3台＝33,000円(税込) ポート拡張ユニット 41千円 @13,750円×3台＝41,250円(税込) カードリーダー 53千円 @17,600円×3台＝52,800円(税込) モバイルプリンタ 46千円 @22,792円×2台＝45,584円(税込) ④俱知安町	<モバイルプリンタ購入> ・令和4年2月4日 随意契約締結 ・令和4年2月4日 物品納品、検収 <申請用タブレット、WEBカメラ、ポート拡張ユニット、カードリーダー購入> ・令和4年1月24日 契約締結 ・令和4年3月22日 物品納品、検収 セハイルプリンタ購 @ 20,720 円 × 2 × 1.1 = 45,584 円 入 @ 1,849,500 円 × 1 × 1.1 = 2,034,450 円 合計 2,080,034 円	・モバイルプリンタの購入により写真撮影サービスが実施可能になり、申請の相談で来庁した方の申請がその場で完結するようになった。これにより再来庁の手間がなくなり、接触機会の低減を図れた。 ・申請用タブレット購入によりオンライン申請にかかる時間が大幅に短縮され、接触時間低減による感染症拡大防止の効果が期待できる。 ・1人当たりにかかる時間が大幅に短縮されたことで全体として窓口の混雑緩和につながり、感染症拡大防止効果が期待できる。 ・申請にかかる時間が大幅に短縮されたため、利用者の利便性向上が図れた。	・今後、出張申請をはじめとするカード申請の場面を増やし、購入機器を利活用することで申請数向上を図る。 ・窓口での申請においても積極的に購入機器を利活用し、迅速な申請に結びつけることで利用者の利便性向上を図る。 ・申請における全ての場面において処理時間の短縮を実現し、接触時間低減や窓口全体の混雑緩和による感染拡大防止を図る。
26	単	通常事業	③-Ⅲ-4. 公的部門における分配機能の強化等	子育て世帯臨時特別給付事業(所得制限世帯分)【こども未来課】	開始 R4.1 終了 R4.3	①新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、我が国の子どもたちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、国の子育て世帯への臨時給付事業の対象とならない世帯に子ども1人当たり10万円を給付し、子育て世帯の支援と公平性を図る。 ②国の子育て世帯への臨時特別給事業で所得制限により対象外となっている世帯に、高校生以下の子ども1人当たり10万円を給付する経費を交付対象経費とする。 ③新型コロナウイルス感染症対策支援金 10,000千円 @100,000円×100人＝10,000,000円 ④国の制度では所得制限により対象とならない平成15年4月2日から令和4年3月31日までに生まれた子どもを養育する世帯で、令和3年9月30日から支給日まで町内に定住している生計維持者	国の子育て世帯臨時特別給付金対象外の特例給付世帯に給付金を支給 対象世帯 65世帯、対象児童 111人、に対し11,100千円を支給 所得制限世帯分 @ 100,000 円 × 111 = 11,100,000 円 合計 11,100,000 円	国の制度により対象外となっていた世帯に対し、給付金を給付することにより、町内の子育て世帯に対して公平性を期すことができた。また新型コロナウイルス感染症により影響を受けた保護者に安心感を与えることができた。	今後も状況を確認しながら、子育て世帯に対し安心感や公平性が保てるよう必要に応じて対応する。
27	補	通常事業	②-I-4. 知見に基づく感染防止対策の徹底	子ども・子育て支援交付金【こども未来課】	開始 R3.4 終了 R4.3	(新型コロナウイルス感染症対策支援事業) ①保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館において、感染症対策の徹底を図りながら、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。 ②感染症対策の徹底を図りながら放課後児童クラブ(4か所)の業務を継続的に実施していくために必要な消毒液、マスク等の感染防止用の備品購入に要する経費を交付対象経費とする。 ③消毒液、マスク等の購入費用 700千円 補助対象経費 700千円・補助率 1/3 国庫補助金額 233,000円 都道府県負担額 233,000円 地方負担額 234,000円 ④俱知安町	感染対策のため、各放課後児童クラブ及び子育て支援センターに消毒液やマスクなどの消耗品を購入 事業実績額 671,009円 国庫補助額 223,000円 都道府県負担額 223,000円 交付金対象額 225,000円 消耗品費(クラブ) @ 376,962 円 × 1 = 376,962 円 消耗品費(子育て支援センター) @ 294,047 円 × 1 = 294,047 円 合計 671,009 円	感染症対策のため、消毒液やマスクなどの消耗品を購入し、放課後児童クラブ、子育て支援センターの運営に役立たせることができた。	未だコロナ感染症が落ち着きを見せていないことから、引き続き感染症対策のための消耗品等の購入を行う。
28	補	通常事業	②-II-1. デジタル改革	公立学校情報機器整備費補助金【学校教育課】	開始 R3.4 終了 R4.3	(GIGAスクールサポーター配置支援事業) ①児童生徒の学習機会の確保のため。 ②GIGAスクール構想関連事業との連携による児童生徒や教員が学校・自宅で使うICT環境の整備・運用経費等のうち、国庫補助事業の地方負担分を交付対象経費とする。 ③GIGAスクールサポーター配置人件費等:2,399千円 人件費3,346,500円+消耗品150,000円)＝3,496,500円 国庫補助基準額 3,497,000円・補助率 1/2 国庫補助金額 1,748,000円 地方負担分 1,749,000円 ④俱知安町	GIGAスクールサポーター1名を会計年度任用職員として任用 事業実績額 4,102,190円 国庫補助額 1,748,000円 交付金対象額 1,749,000円 補助対象外経費 605,190円 GIGAサポ人件費 @ 4,102,190 円 × 1 × = 4,102,190 円 合計 4,102,190 円	本年度より本格運用となり、学校で様々なトラブルがあったが、早急に対応し、授業に支障をきたすことはなかった。また、コロナによる突発的な学級閉鎖時でも使用できるよう家庭向けの使用マニュアルの作成など学校や保護者・児童生徒に寄り添った対応を行った。	次年度は、全校で英語教科の学習者用デジタル教科書の使用が開始され、さらに発展した活用となるが、新たに問題が発生することも予想されるので対応できるよう準備を行いたい。

No.	補助/ 単独	事業の区分	経済対策 との関係	事業名 【所管課】	事業期間	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業の実施状況	事業の評価・効果検証	今後の取組
29	補	通常事業	②-Ⅱ-1. デジタル改革	疾病予防対策事業費等補助金【福祉医療課】	開始 R3.10 終了 R4.3	(予防接種法に基づく定期接種(ロタウイルスワクチン)に係るマイナンバー情報連携体制整備事業) ①令和3年6月のデータ標準レイアウト改正に伴い、令和2年10月から定期接種化されたロタウイルスワクチンに係る予防接種情報がマイナンバー情報連携可能となるため、システムの改修を行う。 ②予防接種台帳システム「健康かるて」の改修に要する経費を交付対象経費とする。 ③予防接種台帳システム「健康かるて」改修費 ロタウイルス予防接種副本登録業務委託料 110千円 国庫補助基準額 110,000円・補助率 2/3 国庫補助金額 73,000円 地方負担分 37,000円 ④倶知安町	・令和3年1月27日ロタウイルス予防接種副本登録業務委託契約 ・令和4年3月22日予防接種台帳システム「健康かるて」のシステム改修完了 ・令和4年3月25日検収 ・事業実績額 440,000円(委託料) ・補助基準額 110,000円 ・国庫補助額 73,000円 ・交付金対象額 37,000円 ロタウイルス予防接種副本登録業務委託料 @ 440,000 円 × × 1.1 = 440,000 円 合計 440,000 円	・予防接種情報のマイナンバー情報連携が可能となり、市町村間で接種記録など特定個人情報迅速かつ正確に授受でき、かつ住民の利便性向上につなげていくことができた。	・予防接種を適切に実施するため、対象者の予防接種履歴を正確に把握し管理していく。
30	補	通常事業	②-Ⅱ-1. デジタル改革	疾病予防対策事業費等補助金【福祉医療課】	開始 R3.4 終了 R4.3	(健(検)診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業) ①健康診査情報の利活用を推進するため、特定健診・特定保健指導のみならず、それ以外の健診・検診結果の記載様式についても標準化を行い、転居時に市区町村間で引き継がれる仕組みや、マイナポータル等を活用した個人の健診・検診結果情報を一元的に確認できる仕組みを構築する。 ②様式の標準化に係る整備(データ標準レイアウトの改版に伴う健康管理システム「健康かるて」改修等)に必要な経費を交付対象経費とする。 ③健康管理システム「健康かるて」改修費 北海道電子自治体共同運営協議会負担金 3,575千円 ・健(検)診結果等の様式の標準化整備事業 1,155千円 国庫補助基準額 568,000円・補助率 1/2 国庫補助金額 284,000円 地方負担分 284,000円 ・健(検)診情報連携システム整備事業 2,420千円 国庫補助基準額 1,190,000円・補助率 2/3 国庫補助金額 793,000円 地方負担分 397,000円 ④倶知安町	・3月末を以ってPHR拡大に向けたデータ標準化に係るパッケージ導入終了。 ・北海道自治体情報システム協議会負担金により、標準化整備事業費1,155,000円、連携システム整備事業費2,420,000円支出。 ・事業実績額 1,155,000円+2,420,000円=3,575,000円(負担金) ・補助基準額 568,000円+1,190,000円=1,758,000円 ・国庫補助額 284,000円+793,000円=1,077,000円 ・交付金対象額 284,000円+397,000円=681,000円 健(検)診結果等の様式の標準化整備事業費 @ 1,155,000 円 × × 1.1 = 1,155,000 円 健(検)診情報連携システム整備事業費 @ 2,420,000 円 × × 1.1 = 2,420,000 円 合計 3,575,000 円	・PHR拡大に向け、新型コロナウイルスワクチン接種に関する情報や、医療機関から提供される健診結果等について、様式の標準化に係る整備を進めることができた。情報連携により、住民の健康増進につながる取組となった。	・検診などの結果について住民がワンストップで閲覧活用できることで、健康状態を把握し、適切な保健指導等を利用出来るよう、情報連携の整備をさらに進める。今後、新型コロナウイルスワクチンの接種に関するもの、がん検診等結果等の副本登録について、順次進めていく。